

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構
第1期中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果

平成24年8月

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会

目

次

1	評価対象法人の概要	1
2	評価の実施根拠法	1
3	評価の対象	1
4	評価の趣旨及び評価者	2
5	評価方法の概要	2
	(1) 評価基準	2
	(2) 評価の手法	2
6	評価結果	3
	(1) 総合的な評定	3
	(2) 各項目ごとの評定	4
	第1期中期目標の期間における業務の実績に対する評価基準	9
	参考資料 項目別評価シート	10

1 評価対象法人の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 法人名等 | 名 称 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構
代 表 理事長 栗谷 義樹
住 所 山形県酒田市あきほ町30番地 |
| (2) 設立年月日 | 平成20年4月1日 |
| (3) 設立団体 | 山形県及び酒田市 |
| (4) 資本金の額 | 8,745,712,678円(平成23年9月28日変更登記時) |
| (5) 中期目標の期間 | 平成20年度から平成23年度(4年間) |
| (6) 目的及び業務 | |

ア 目的

地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

イ 業務

- ① 医療の提供に関すること。
- ② 医療に関する調査及び研究に関すること。
- ③ 医療に関する技術者の研修に関すること。
- ④ 医療に関する地域への支援に関すること。
- ⑤ 災害時における医療救護に関すること。
- ⑥ 前各号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第30条

3 評価の対象

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の第1期中期目標期間(平成20年度から平成23年度)における業務の実績の状況

4 評価の趣旨及び評価者

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「病院機構」という。）が、庄内地域における中核病院である日本海総合病院及び日本海総合病院酒田医療センターの運営を行うにあたり、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化等について自主的、継続的な見直し及び改善を促すことを目的に、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が業務の実績評価を行う。

(2) 評価委員会

委員名	氏名	役職等
委員長	嘉山孝正	山形大学長特別補佐・重粒子線がん治療施設設置準備室長
副委員長	大内憲明	東北大学医学部長
委員	片桐晃子	NPO法人にこっと理事長
委員	佐藤正一	日本公認会計士協会山形県会
委員	本間清和	山形県医師会（酒田地区医師会長）
委員	大野省太郎	酒田商工会議所副会頭 （東北電機鉄工株式会社 代表取締役社長）

（委員名順：順不同）

5 評価方法の概要

(1) 評価基準

第1期中期目標の期間における業務の実績に対する評価基準（別紙のとおり）

(2) 評価の手法

中期目標期間の事業報告書をもとに病院機構の自己評価結果を含めて聴取し、これをもとに評価する。

6 評価結果

(1) 総合的な評定

評価委員会は、病院機構より提出された、第1期中期目標期間事業報告書、及び評価基準により自己評定した結果について、適正な評価であると認め、総合的には、計画を大きく上回り、非常に優れているものとして評価する。

病院機構においては、第1期中期目標・中期計画期間である平成20年度から平成23年度において、高度専門医療の提供、庄内地域における医療水準の向上、効率的・効果的な業務運営体制の確立に努めることとしている。

病院機構が運営する日本海総合病院、日本海総合病院酒田医療センターという2つの病院において、病院施設の整備が計画的に実施され、また、2病院間における診療科目の統合による医療機能の集約と再編等についても、特に支障なく計画どおり実施され、効率的な業務運営が継続して行われていることから、地方独立行政法人化による病院統合という点において、全国的にも非常に優良なモデルケースとして評価されている。

職員配置、就労環境の整備の面では、2病院間の医療機能の集約・再編による弾力的な人員配置を行ったこと、業務改善委員会によるスピード感のある改善と専門職種間の連携強化に努めたこと、医師や看護師等の専門技能の向上に取り組んだこと、認定看護師等の養成、医師や看護師の負担軽減を図るためにクラークや看護補助者を配置するなど、優れたスタッフの確保と業務負担軽減についても、引き続き積極的な取組みがみられる。

財務内容についても、地方独立行政法人設立の初年度である平成20年度以降4年間すべて黒字決算を計上。平均在院日数の短縮と実入院患者数の増、診療単価の増などにより、経常収支比率100%以上が引き続き達成されていることなどは、非常に高く評価されるものである。

来院者の利便性向上については、院内にコンビニエンスストアや焼きたてパンを販売するコーヒーショップをオープンさせ、また、駐車場整備による来院者用駐車場の拡大、患者の待ち時間解消に対する対応や、患者の声に回答し、すぐに改善できるものは速やかに対応するなど、患者サービス等の向上に対する取り組みがなされている。

以上全体として、第1期中期目標期間における事業実績については、2病院の統合再編、法人化のメリットを最大限活かし、積極的な業務運営に対する努力を行ってきたことについては、評価委員会としては非常に高く評価するものである。

(2) 各項目ごとの評定

中 期 目 標 (平成20～23年度)	中 期 計 画 (平成20～23年度)	自己評定	委員会評定
第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
1 医療機能の統合再編及び施設整備	1 医療機能の統合再編及び施設整備	S	S
(1) 統合再編後の医療機能 (2) 施設整備 (3) 施設整備完了時までの診療計画	(1) 統合再編後の医療機能 (2) 施設整備 (3) 施設整備完了時までの診療計画		
2 高度専門医療の提供及び医療水準の向上	2 高度専門医療の提供及び医療水準の向上	A	A
(1) 高度専門医療の充実	(1) 高度専門医療の充実	S(個別)	S(個別)
①診療体制の整備 ②高度医療機器の計画的な更新・整備 ③災害時における協力 ④政策医療の実施	①診療体制の整備 ②高度医療機器の計画的な更新・整備 ③災害時における協力 ④政策医療の実施		
(2) 優れたスタッフの確保	(2) 優れたスタッフの確保	A(個別)	A(個別)
①優秀な医師の確保と医師の負担軽減 ②看護職及び医療技術職の専門性の向上 ③事務職員の確保と専門性の向上	①優秀な医師の確保と医師の負担軽減 ②看護職及び医療技術職の専門性の向上 ③事務職員の確保と専門性の向上		
(3) 医療サービスの効果的な提供	(3) 医療サービスの効果的な提供	S(個別)	S(個別)
①地域連携の推進 ②クリティカルパスの活用	①地域連携の推進 ②クリティカルパスの活用		
(4) 教育研修事業の充実	(4) 教育研修事業の充実	A(個別)	A(個別)
①庄内地域における医療水準の向上 ②住民の意識の啓発	①庄内地域における医療水準の向上 ②住民の意識の啓発		

3 患者・住民サービスの一層の向上	3 患者・住民サービスの一層の向上	A	A
4 統合再編に関する住民への広報	4 統合再編に関する住民への広報	A	A
5 法令等の遵守と情報公開の推進	5 法令等の遵守と情報公開の推進	A	A

○住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評 定 : 実績は計画を上回っている

評価した項目

①項目数 : 5項目 【評価 S : 1、A : 4】

②特筆すべき項目

- ・ 地方独立行政法人化による2病院の統合再編においては、施設整備及び診療科の集約等が計画どおり特に支障なく進められ、経営状況も非常良好であり、全国的にも非常に優良なモデルケースとして評価されている。
- ・ 山形大学医学部及び東北大学医学部の協力により、診療科の集約、再編による医療機能の混乱はなかった。
- ・ 一次救急の外来に対する地元医師会による診療支援が実施されており、病院勤務医の過重労働解消につながっている。
- ・ 地域医療情報ネットワーク「ちょうかいネット」が稼働し、他の医療機関との役割分担と連携強化が図られ、紹介率・逆紹介率ともに一定の向上がみられている。また、ちょうかいネットを活用し、地域連携クリティカルパスの運用も行われた。
- ・ 日本海総合病院においては、高度専門医療の充実により、庄内地域のみならず、秋田県南等からも患者が来るハイボリュームセンター化する傾向が見られる。

中 期 目 標 （平成20～23年度）	中 期 計 画 （平成20～23年度）	自己評定	委員会評定
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 弾力的な運営体制の確立	1 弾力的な運営体制の確立	A	A
2 診療体制、人員配置の弾力的運用	2 診療体制、人員配置の弾力的運用	A	A
3 収益の増	3 収益の増	S	S
4 費用の節減	4 費用の節減	S	S

○業務運営の改善及び効率化に関する事項

評 定 : 実績は計画を大幅に上回っている

評価した項目

①項目数 : 4項目 【評価 S:2、A:2】

②特筆すべき項目

- ・ 2病院間の診療科の集約に応じ、弾力的な人員配置等が行われた。
- ・ 理事会の随時開催、業務改善委員会の設置により、法人の意思決定及び問題解決がスピーディに行われた。
- ・ 平成21年度にDPCを導入、また、平均在院日数の短縮などにより、収益の増が進んだ。
- ・ 人件費、材料費、経費については、法人設立初年度から目標数値を達成している。

中期目標（平成20～23年度）	中期計画（平成20～23年度）	自己評定	委員会評定
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
1 経常収支比率の均衡		S	S
2 資金収支の均衡		A	A
	第4 短期借入金の限度額		
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
	第6 剰余金の使途		
	第7 料金に関する事項		
	1 使用料及び手数料		
	2 使用料及び手数料の減免		

○業務運営の改善及び効率化に関する事項

評 定 : 実績は計画を大幅に上回っている

評価した項目

①項目数 : 2項目 【評価 S : 1、A : 1】

②特筆すべき項目

- ・ 法人設立初年度より4年間継続して黒字であり、かつ、経常収支比率についても目標値を達成している。

中期目標（平成20～23年度）	中期計画（平成20～23年度）	自己評定	委員会評定
第5 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項		
1 人事に関する事項	1 人事に関する事項	A	A
2 職員の就労環境の整備	2 職員の就労環境の整備	A	A
3 医療機器・施設整備に関する事項	3 医療機器・施設整備に関する事項	A	A
4 法人が負担する債務の償還に関する事項	4 法人が負担する債務の償還に関する事項	A	A

○その他業務運営に関する重要事項

評 定 : 実績は計画を上回っている

評価した項目

①項目数 : 4項目 【評価 A:4】

②特筆すべき項目

- ・ 業務量に応じた適正な人員配置を行い、また、年度途中の採用も随時行い、優秀な人材の確保を行っている。
- ・ 院内保育の24時間化、病児・病後児保育の実施など、職員の就労環境の整備も進んでいる。
- ・ 医療現場のニーズに合わせ、医療クラーク、看護補助者、多彩な職種の採用に努めている。
- ・ 医療機器・施設整備等は計画的に行われており、また、法人が負担する設立団体への債務の償還についても、計画通り行われている。

【別紙】

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 第1期中期目標期間の事業実績に関する評価基準

1 第1期中期目標期間の事業実績に関する評価の基本方針

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構第1期中期目標及び中期計画について、その実施状況を調査・分析し、業務の実績について評価を行なう。

2 業務の実績に関する評価の方法

中期目標に掲げた項目ごとに行なう「項目別評価」と業務実績全体の状況について行なう「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

(1) 項目別評価 項目別評価シート

項目別評価は、中期目標の大項目毎の進捗状況について、下記により評価するものとする。

①業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。

- ・目標数値がある場合はその達成度合い、定性的な目標の場合は具体的な業務実績を把握して評価する
- ・業務実績については、その数量だけでなく、その質についても考慮する
- ・業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する

②判定基準として以下の5段階で評価し、原則としてその理由を付記する。

(判定基準)

「S」 : 計画を大幅に上回っている

「A」 : 計画を上回っている

「B」 : 計画に概ね合致している

「C」 : 計画をやや下回っている

「D」 : 計画を下回っており、大幅な改善が必要

③「高度専門医療の提供及び医療水準の向上」については、計画と実績の件数が多数ある。そのため、上記②の判定基準による個別補助評価を行うものとし、その個別補助評価をもって、評価とする。ただし、個別補助評価が分かれた場合には、個別補助評価のより多数の件数を有する判定をもって当該項目の評価とする。

(2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、全体的な計画の進行状況や達成について、記述式等により評価するものとする。

①年度実績に対する評価との整合性を考慮し、年度実績に対する評価基準を踏襲した形で行う。

②項目別の評価については、大項目ごとに行うものとする。

第1期中期目標の期間における業務の実績に対する評価

(項目別評価シート)

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 第1期中期目標期間の事業実績に対する評価表

中期目標（平成20～23年度）	中期計画（平成20～23年度）	実績	判定	自己判定	判定	委員会判定及び意見等	
第1 中期目標の期間							
平成20年4月1日～平成24年3月31日までの4年間とする。		平成20年4月1日から平成24年3月31日までの4年間の第1期中期計画期間とした。医療機能(診療科等)の変更があったため、平成21年度に中期計画の変更を行った。					
第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置						
1 医療機能の統合再編及び施設整備	1 医療機能の統合再編及び施設整備		S (評価)		S (評価)		
<p>県・市病院機構は運営する2病院について、山形県・酒田市病院統合再編整備基本構想（平成19年3月。以下「基本構想」という。）に基づき、次により医療機能の統合再編と酒田市立酒田病院の老朽化等に伴う施設整備を行うこととしている。</p> <p>（1）統合再編後の医療機能</p> <p>統合再編の効果を最大限に発揮し、より安心、信頼、高度な地域医療を提供するため、医師等医療従事者の集約と病院機能の分担を進めることとし、平成23年度の施設整備完了時において、日本海総合病院及び酒田医療センターは、次の表に掲げる基本的な機能を担うとともに、地域の医療水準の向上にも寄与するため、必要な診療機能を確保すること。</p> <p>特に、三次救急医療については、庄内地域及び最上地域の一部をカバーする救命救急センター（新型）を整備すること。</p> <p>（2）施設整備</p> <p>基本構想に基づき、老朽化した酒田市立酒田病院の代替施設の整備を図り医療機能の統合再編を実現するため、県・市病院機構が所要の施設整備を行うこととしている。</p> <p>施設整備に当たっては、医療機能の統合再編によって担うべき診療機能及び患者ニーズに対応した施設内容とする。日本海総合病院については、特に、増築・改修となることから、病院機能の全体最適化が図られることに留意して整備する。</p> <p>併せて、現酒田病院の東棟の改築・改修も実施されるが、日本海総合病院も含めて、将来の医療需要にも対応できる柔軟な施設構成に配慮するとともに、県・市病院機構の運営により建設費の償還が可能となるよう、建設及び維持管理コストについても留意すること。</p> <p>なお、日本海総合病院の施設整備については、住民に混乱なく安定的に医療を提供するため早期の施設整備が必要であり、平成22年度までの完成を期すこととし、酒田医療センターの改築・改修についてもできる限り早期の施設整備を行うこと。</p>	<p>（1）統合再編後の医療機能</p> <p>日本海総合病院及び日本海総合病院酒田医療センター（以下「酒田医療センター」という。）は、施設整備が完了する平成23年度において、次の表に掲げる医療機能を担う。</p> <p>（2）施設整備</p> <p>（1）における医療機能の統合再編を実施するため、所要の施設整備を行う。</p> <p>施設整備に当たっては、医療機能の統合再編によって担うべき診療機能及び患者ニーズに対応した施設内容とする。また、将来の医療需要にも対応できる柔軟な施設構成に配慮する。</p> <p>県・市病院機構の運営により建設費の償還が可能となるよう、建設及び維持管理コストについても留意する。</p>	<p>■統合再編後の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合再編時より両病院間で医師等の医療従事者の集約と診療機能の分担を進めた。 日本海総合病院は急性期病院として、酒田医療センターは回復期・療養型病院として機能分担を行った。 平成23年4月1日に日本海総合病院に併設した救命救急センターの供用を開始した。 酒田医療センターを療養病床に転換した。 <p>■施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本海総合病院の増築・改修工事については、増築工事（南棟）が平成22年度8月末に竣工した。 日本海総合病院の増築工事にかかる建設単価については、公立病院改革ガイドラインに示された30万円以内/㎡に抑えた。 酒田医療センターについては、東棟の療養病床への転換のための改修と回復期リハビリテーション病棟の増築を平成22年末から平成24年度にかけて整備を図る。 				<p>・日本海総合病院の施設整備では、予定より早く増築工事が完成し、平成22年9月から10月にかけて酒田医療センターより消化器内科、整形外科、精神科の3科の診療科の移行が行われた。</p> <p>・移行に伴う外来・入院患者の移動についても大きな混乱もなく、完了した。</p> <p>・救急医療体制は、施設整備完成後の平成22年11月より日本海総合病院へ集約した。</p> <p>・救命救急センターを整備し、三次救急医療に対応した。</p> <p>・酒田医療センターの施設整備は、平成24年度の完成に向け、順調に進んでいる。</p>	<p>・自己判定のとおり</p>

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 第1期中期目標期間の事業実績に対する評価表

中期目標 (平成20～23年度)	中期計画 (平成20～23年度)	実績	判定	自己評定	判定	委員会評定及び意見等
(3) 施設整備完了時までの診療計画	(3) 施設整備完了時までの診療計画	<p>■施設整備完了時までの診療計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度中の日本海総合病院の施設整備が完了するまでの期間については、両病院において急性期医療を分担し、統合の効果を医療機能の向上に反映させた。両病院で医療機能の集約と再編を行った。特に、医師数が少ない診療科においては、日本海総合病院への集約を行い、医師の負担軽減を図った。 救急医療体制は、住民や消防等関係機関に混乱が生じないよう、広報活動や関係機関との調整を図りながら進めた。 両病院間に患者移動用のワゴン車を1日10往復運行した。 				
2 高度専門医療の提供及び医療水準の向上	2 高度専門医療の提供及び医療水準の向上		A (評価)		A (評価)	
(1) 高度専門医療の充実	(1) 高度専門医療の充実		S (個別補助評価)		S	・自己評定のとおり
①診療体制の整備	①診療体制の整備	<p>■手術室の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本海総合病院に手術室を7室から12室に増室して医療機能を集約化した。 <p>■救急医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターを整備した(平成23年4月～)。 酒田地区広域行政組合の救急ワークステーションを整備した(平成23年4月～)。 酒田地区医師会所属医師の協力による平日夜間の一次救急患者の診療支援を実施した。(小児:平成20年4月～、成人:平成23年4月～) <p>■がん医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来がん化学療法室を増設(16床)、地域医療室に緩和ケア、相談支援のため専門職員を配置、がん登録担当職員の配置などにより、地域がん診療連携拠点病院として設備整備や相談体制の機能強化を行った。 平成20年度から緩和ケアチームに緩和ケア認定看護師を専任として配置し、毎週1回の緩和ケアチームカンファレンスと病棟回診を定着させ、いつでも相談が受けられる体制を整えた。(平成23年度から回診を週3回とした)。 <p>■脳卒中・急性心筋梗塞</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的医療やCT・MRI検査及び読影診断への24時間対応の体制をとった。 急性期リハビリテーションの充実 心大血管疾患リハビリテーション料Iを取得(H21) 運動器リハビリテーション料Iを取得(H22) 		<ul style="list-style-type: none"> 手術室の増室に併せ、内視鏡を行う設備を整えたことにより、手術件数が大幅に増加した。 救急ワークステーションの整備により、救急隊との連携が期待される。 酒田地区医師会所属医師の協力による平日夜間の一次救急患者の診療支援が行われ、病院勤務医の過重労働解消につながっている。 外来がん化学療法室の増設など施設体制の整備と、相談支援のための専門職員など人的体制の配置により、受入患者数が増加した。 緩和ケア外来の診察時間の拡大など、受け入れ体制の充実を図った。 脳卒中・急性心筋梗塞の対応については、CT・MRIの機器を設置し、検査の24時間対応を実施するとともに、急性期リハビリテーションの施設基準を高めた。 	・一次救急患者の診療支援の関係で、医師会の医師と病院医師との交流がスムーズに行われている。	

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 第1期中期目標期間の事業実績に対する評価表

中期目標 (平成20～23年度)	中期計画 (平成20～23年度)	実績	判定	自己評定	判定	委員会評定及び意見等
	<p>d) 糖尿病 ・チーム医療による食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的治療の充実</p> <p>e) 回復期リハビリテーション ・回復期リハビリテーション機能の集約化</p> <p>f) 在宅医療支援及び療養支援 ・地域の介護機関・福祉機関・医療機関との連携を強化するための窓口・相談機能の充実 ・かかりつけ医と連携した、急性増悪に対する入院受入や定期的に必要な検査、処置の実施など、在宅患者や介護・福祉機関の患者に対する医療支援</p> <p>g) その他 ・救急用ヘリポート、高速道路の活用などの救急アクセスの整備を関係先に働きかけていく。</p>	<p>■糖尿病 ・チーム医療による食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院を行った。</p> <p>■回復期リハビリテーション ・酒田医療センターの病棟改修を行い、平成24年4月より開始を予定。</p> <p>■在宅医療支援及び療養支援 ・在宅医療支援及び地域の介護・福祉・医療の各機関との連携を強化するため、日本海総合病院の地域医療室は8名、酒田医療センターは4名の人員体制にした。</p> <p>■その他 ・救急用ヘリポートを増築棟(南棟)の屋上に設置した。</p>		<p>・在宅医療支援及び療養支援については、2病院の地域医療室の職員体制の充実を図り、地域の関係機関との調整を積極的に行うことにより、退院調整件数の増加につながった。 ・緊急用ヘリポートの設置により、災害時等の緊急患者を受け入れた。</p>		
②高度医療機器の計画的な更新・整備	②高度医療機器の計画的な更新・整備	<p>■高度医療機器の計画的な更新・整備 ・高度専門医療等の充実のため、高度医療機器の更新・整備を行った。</p>		<p>・高度医療機器の整備を計画的に進めた。</p>		
<p>県・市病院機構に求められる高度専門医療等を提供できるよう、中期目標の期間における資金計画を策定し、計画的な医療機器の更新・整備を進めること。</p>	<p>高度専門医療等の充実のため、中期計画期間中における医療機器の更新・整備計画を策定し、高度医療機器の計画的な更新・整備を行う。高度医療機器の更新・整備に当たっては、稼働率や収支の予測を十分に行った上で進めるとともに、中期計画期間中及び将来の収支計画に配慮した上で、必要に応じリース契約の活用も検討する。</p>					
③災害時における協力	③災害時における協力	<p>■災害時における協力 ・平成20年度は6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震に7名のDMAT(災害派遣災害チーム)を派遣した。20年度の訓練は5回、延べ22名が参加。平成21年度は災害派遣はなく、訓練は6回、延べ30名が参加した。</p>		<p>・東日本大震災にDMAT、日赤看護班など要請に応じて派遣した。また、被災地からの負傷者等の受け入れについても行った。</p>		
<p>災害時には、災害拠点病院として患者を受け入れるとともに、県の指示に基づき、又は自ら必要と認めるときは、DMAT等、医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を実施すること。</p>	<p>災害時には、災害拠点病院として患者を受け入れるとともに、県の指示に基づき、又は自ら必要と認めるときは、DMAT(災害派遣災害チーム)等、医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を実施する。</p> <p>災害発生時に備え、地域の医療機関、医師会、自治体等が参加する災害医療訓練を年1回実施するとともに、地域の医療従事者を対象とした災害医療研修を実施する。</p>					
④政策医療の実施	④政策医療の実施	<p>■政策医療の実施 ・新型コロナウイルス対策として、増築棟(南棟)に特殊診察室を設置 ・酒田医療センターで運営していた「老人性認知症センター」を、診療科の移行に伴い、平成22年11月1日からは日本海総合病院にて運営した。また、平成23年4月1日からは新たに「認知症患者医療センター」として運営を行った。 ・PET/CTの導入(H24.6月稼働予定)に向けたPETセンター棟の増築、MRI(3T)、320列CTなどの高額医療機器の整備を行った。 ・先進医療の届出を行い、大腸がんに対する「内視鏡的大腸粘膜下層剥離術」を先駆けて導入し、患者の身体的負担の少ない専門的治療を行った。</p>		<p>・酒田医療センターに設置していた「老人性痴呆症センター」を日本海総合病院へ移し、「認知症患者医療センター」として認知症患者対策の拡充を図った。</p>		
<p>救急医療や災害医療のほか、高度専門医療や感染症医療等、政策医療の実施機関としての役割を果たすこと。</p>	<p>日本海総合病院については、第二種感染症指定医療機関として、所要の責務を担うとともに、感染症患者の受け入れ体制を整備する。</p> <p>老人性認知症センターを運営し、老人性認知症患者の専門医療相談、鑑別診断等について継続して実施していく。</p> <p>がん・脳卒中・糖尿病・小児医療・周産期医療などの高度専門医療についても、民間の医療機関では導入が困難な技術、先進的な技術为先駆けて導入するなど、地域の中核的医療機関としての役割を果たしていく。</p>					

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 第1期中期目標期間の事業実績に対する評価表

中期目標 (平成20～23年度)	中期計画 (平成20～23年度)	実績	判定	自己評定	判定	委員会評定及び意見等
(2) 優れたスタッフの確保	(2) 優れたスタッフの確保		A	(個別補助評価)	A	・自己評定のとおりに
①優秀な医師の確保と医師の負担軽減	①優秀な医師の確保と医師の負担軽減	<p>■優秀な医師の確保と医師の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 山形大学や東北大学との連携により、医師、研修医の確保に努めた。 医師数は平成20年度が87名であったが、平成23年度は94名となった。また、研修医数も増加した。 医師の負担の軽減のため、医師の事務補助として外来診療科と各病棟に医療クラークを配置した。 		<ul style="list-style-type: none"> 大学との連携等により、医師数の増加につながった。 医師の負担軽減のための医療クラークについては、大きな効果が出ている。 		
②看護職及び医療技術職の専門性の向上	②看護職及び医療技術職の専門性の向上	<p>■看護職及び医療技術職の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定看護師の養成のため、研修経費については機構負担とした。 看護補助者、病棟事務補助者を配置して看護師が本来業務に専念できる体制整備を図った。 新規採用看護師には1年間のプリセプターを配置した。 看護師教育は、新人看護師から段階を踏んで臨床看護実践能力を育成するクリニカルラーニングシステム(臨床看護実践能力習熟段階制)を導入した。 		<ul style="list-style-type: none"> 看護補助者や病棟事務補助者を日本海総合病院で大幅に採用を拡大し、看護師の本来業務の専念に効果があった。 新規採用職員の「病院への適応」や「精神面の支援」を行うため、プリセプターを配置した。 		
③事務職員の確保と専門性の向上	③事務職員の確保と専門性の向上	<p>■事務職員の確保と専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に3名、平成23年度に3名の事務職員を新規採用(採用試験実施)した。 平成23年度に県承継職員6名、市承継職員2名を採用した。 		<ul style="list-style-type: none"> プロパー職員の採用を段階的に進めた。また、能力向上を図るために、平成23年度より事務職員の研修を実施した。 		
(3) 医療サービスの効果的な提供	(3) 医療サービスの効果的な提供		S	(個別補助評価)	S	・自己評定のとおりに
①地域連携の推進	①地域連携の推進	<p>■地域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療室では地域包括支援センターや地域の介護・福祉機関との連携を強化し、介護・福祉機関への患者情報の積極的な提供や、退院時カンファレンスの取組みの強化等により、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供ができるように努めた。 大腿骨頸部骨折地域連携バス、がん対策基本法に定める「5大がん」の地域連携クリティカルパスを作成した。 酒田地区医療情報ネットワーク事業(「ちようかいネット」H23.4.1開始)により、日本海総合病院の電子カルテ情報(診療録、処方、注射、検査、画像、サマリーなど)を、インターネットを利用して地域内の医療・介護・福祉施設に情報提供するシステムを導入した。このシステムを活用して地域との関係施設との医療情報(画像、レポート、地域連携クリティカルパスなど)の共有化を推進した。 		<ul style="list-style-type: none"> 「ちようかいネット」の構築により、他の医療機関との役割分担と連携強化を図った。その結果、紹介率・逆紹介率ともに上昇したため、平成24年度に地域医療支援病院の指定を予定している。 		

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 第1期中期目標期間の事業実績に対する評価表

中期目標 (平成20～23年度)	中期計画 (平成20～23年度)	実績	判定	自己評定	判定	委員会評定及び意見等
②クリティカルパスの活用	②クリティカルパスの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■クリティカルパスの活用 ・効果的な医療を提供し、患者負担の軽減にも寄与するため、電子カルテをベースとしたクリティカルパスの作成に向けて作業を継続した。 				
より短い期間で効果的な医療を提供し、患者負担の軽減にも寄与できるよう、クリティカルパスの作成及び適用を進め、質の高い医療を提供する	効果的な医療を提供し、患者負担の軽減にも寄与するため、クリティカルパスの作成及び適用を進める。 <参考>平成18年度のクリティカルパスの適用状況 ・日本海病院 2,835件 ・酒田病院 1,030件					
(4) 教育研修事業の充実	(4) 教育研修事業の充実		A	(個別補助評価)	A	・自己評定のとおりに
①庄内地域における医療水準の向上	①庄内地域における医療水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■庄内地域における医療水準の向上 ・平成23年度に、山形大学医学部先端分子疫学研究所の分室を日本海総合病院内に置き、「グローバルCOEネットワーク事業」(文部科学省)による地域の疫学研究活動に協力した。 ・鶴岡市立荘内病院との連携強化を図るために、相互に医療講演会を実施した。 ・山形大学医学部との連携により、医学生の卒前・卒後教育の一体化を図り、地域に根ざした医療人の育成を目的に広域連携医療実習を平成24年1月から実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・山形大学医学部先端分子疫学研究所の分室を日本海総合病院内に置き、山形大学との連携を図った。 ・鶴岡市立荘内病院との間で相互に医療講演会を実施し、庄内地域における医療水準の向上に努めた。 		
山形大学、東北大学、県立保健医療大学、県立病院などと連携し、地域の中核的な医療機関として、質の高い医療従事者を育成し、庄内地域における医療水準の向上に努めること。	地域の中核的な医療機関として、山形大学、東北大学、県立保健医療大学、県立病院などとの人材交流や研修を通して質の高い医療従事者の育成を推進し、庄内地域における医療水準の向上を進める。					
②住民の意識の啓発	②住民の意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■住民の意識の啓発 ・患者、地域住民向けの広報誌「あきほ」を年間4回発行して、病院機構の様々な情報提供に努めた。 ・病院機構、日本海総合病院、酒田医療センターそれぞれのホームページを開設して、最新の情報提供に努めた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「あきほ」やホームページにより、広報活動を実施している。 		
地域住民を対象としたセミナー、広報などを積極的にを行い、住民の医療や健康に対する意識の啓発に努めること。	地域住民を対象としたセミナー、広報などを積極的にを行い、住民の医療や健康に対する意識の啓発に努める。他の機関が行う地域の医療従事者や住民に対するセミナー等への講師派遣についても積極的に行う。					
3 患者・住民サービスの一層の向上	3 患者・住民サービスの一層の向上	3 患者・住民サービスの一層の向上	A	(評価)	A	(評価)
来院から診療、会計に至る全てのサービスについて、待ち時間の短縮等、患者の利便性の向上に努めること。 また、サービスの向上に当たっては、患者・住民の意見を取り入れる仕組みづくりや、住民に病院の機能や実績を理解してもらうための取組みを積極的に行うこと。	外来、検査、手術、会計等、待ち時間の実態及び患者ニーズを継続的に調査し、外来診療システムの改善及び診療時間の弾力化に取り組む。 地域住民に対するセミナーに併せて院内見学や意見交換の場を設けることにより、患者・住民の目線に立ったサービスの向上の取組みを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ■日本海総合病院 ・増築棟(南棟)に自動受付機を配置し、患者の動線の短縮を図った。 ・患者案内担当職員を配置し、病院ボランティアとともに患者誘導に配慮した。 ・会計時間の短縮のため自動入金機増設し、混雑時の会計待ち時間解消を図った。 ・診療科案内板や院内表示を患者が見分けやすい電子ボードにした。 ・コーヒーショップ(ペーカリー)、コンビニエンスストア及び美容所の営業を開始した(賃貸)。 ・7対1看護体制をとることにより看護師1人の受け持ち患者が少なくなったことから、きめ細やかな患者サービスを行うことができた。 ■広報・公聴 ・「患者の声」の院内掲示や病院ボランティアとの意見交換会などにより、患者・住民の目線に立ったサービスの向上に取り組んだ。 ■関連施設 ・平成20年10月から空床を利用して重症心身障がい児(者)短期入所事業(家庭の事情により介護できない場合の一時的利用)を実施した。 ・地域の子育て支援と児童の健康、安心の向上を図るため、院内保育所を増築し平成23年11月から病児・病後児保育業務を酒田市からの受託業務として実施した。 ※H23年度は94名の利用があった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・日本海総合病院においては、多様なテナントを受け入れ、患者サービスの向上に努めた。 ・全病床の床頭台で患者の検査結果が表示できるようにし、ベッドサイドでの患者指導が行える環境にした。 ・病児・病後児保育所の設置により、地域の子育て支援の一助となった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・自己評定のとおりに ・顧客(患者)満足度の調査を今後実施されたい。

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 第1期中期目標期間の事業実績に対する評価表

中期目標（平成20～23年度）	中期計画（平成20～23年度）	実績	判定	自己評定	判定	委員会評定及び意見等
4 統合再編に関する住民への広報	4 統合再編に関する住民への広報	4 統合再編に関する住民への広報	A	(評価)	A	(評価)
統合再編に伴い住民が不安にならないように、移行期における診療体制等について、地元自治体の広報を含め、多様な広報媒体を活用して積極的に情報提供すること。	・移行期及び施設整備完成までの診療体制等については、住民及び患者に丁寧に説明していくとともに、地元自治体の広報を含め、多様な広報媒体を活用して積極的に情報提供していく。 医師会・薬剤師会など地域の医療関係者に対する情報提供を行うなど、多方面からの住民への広報を進めていく。	・出前講座等で、再編統合の経緯や経営状況、施設整備の状況を説明した。 ・増築棟（南棟）の一般住民への内覧会を実施した(H22)。		・統合再編に関する住民広報は、広報誌、ホームページ、酒田市出前講座等を通じ積極的に行った。		・自己評定のとおり
5 法令等の遵守と情報公開の推進	5 法令等の遵守と情報公開の推進	5 法令等の遵守と情報公開の推進	A	(評価)	A	(評価)
法令を遵守するとともに、高い倫理観をもち、患者が安心して医療を受けられるよう配慮すること。 また、インフォームド・コンセントの一層の充実や、カルテ・レセプト等医療情報の適切な情報開示・情報発信を進め、患者及び住民の信頼向上に努めること。	・法令等に基づき、医療従事者としての行動規範、倫理等について規則化し、所要の研修を行う。 ・インフォームド・コンセントを徹底するほか、カルテ・レセプト等医療情報の情報開示については、山形県情報公開条例及び個人情報保護条例の適用のもとに、県の機関に準じて適切に対応する。	・カルテの開示件数は、毎年30件程度実施している。 ・患者からの要望、苦情を受け入れる投書箱を設置し、投書があった内容を院内掲示するとともに、速やかに対応した。		・法令遵守はもちろん、診療情報の開示についても規程に基づき行った。		・自己評定のとおり

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 弾力的な運営体制の確立	1 弾力的な運営体制の確立	1 弾力的な運営体制の確立	A	(評価)	A	(評価)
中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標を達成するための制度、手法を導入し、効率的・効果的な業務運営体制を確立すること。	・中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標を達成するためのPDCAサイクルを導入し、効率的・効果的な業務運営体制を確立する。 ・予算執行については、年度間・科目間で弾力的な運用ができる会計制度とし、効率的・効果的な執行を行う。	・中期目標、中期計画に基づく年度計画については、毎年、年度実績報告を設立団体に報告し、評価委員会の評価を得て、業務運営体制に反映させた。 ・予算、規程改正、事業計画などの重要案件については理事会の議決により決定した。理事会は毎年度4～6回開催しており、議決案件の他重要事項についての決定・報告等については案件がある場合は随時開催としたため、短期間での法人の意思決定を行うことができた。 ・平成20年に業務改善委員会を設置して日本海総合病院の業務改善を図った。病院の全部門の代表が一堂に会して、病院業務における各部門間の調整を直接行うことにより、よりスピーディな業務調整と事業実施が行うことができた。		・理事会を随時に開催し、法人の意思決定が短期間でできた。 ・業務改善委員会の設置により、問題点の解決に向けたスピーディな対応がとれた。		・自己評定のとおり
2 診療体制、人員配置の弾力的運用	2 診療体制、人員配置の弾力的運用	2 診療体制、人員配置の弾力的運用	A	(評価)	A	(評価)
医療需要の変化に迅速に対応し、医療従事者等の配置を弾力的に行うこと。 また、必要に応じ常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより多様な専門職の活用を図り、効率的な業務運営に努めること。	・医療需要の変化に迅速に対応するため、運営する2病院間の人事交流を含め、医療従事者等の弾力的な配置を行う。 高度な医療を効率的に提供するためには、多様な専門職を活用することが必要となることから、職種の特長に基づき、多様な雇用形態を検討し、取り入れていく。	・日本海総合病院と酒田医療センターでの看護師、医療技術職員の人事異動により両病院での適切な人事配置を行った。 ・県及び市の派遣職員の派遣元への復帰や退職者の補充に対応するため、7月、10月の中途採用を行った。 ・診療情報管理士、医療クラークなど専門知識を必要とする事務系職員の臨時採用を行った ・酒田市立看護専門学校における看護教育業務を病院機構が受託したため、看護教育部を組織化して看護職員を看護学校に常駐させた。また、看護教員を希望する看護師の教職免許取得のための支援を行った。		・患者数や業務内容の動向を見ながら、適正な人員配置を図った。 ・退職等の欠員に対応するために、中途採用を実施している。 ・業務内容や業務量に応じた人員の配置とした。 ・酒田市立酒田看護専門学校の教育部門を業務受託しており、看護教員の育成に努めている。		・自己評定のとおり

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 第1期中期目標期間の事業実績に対する評価表

中期目標 (平成20~23年度)	中期計画 (平成20~23年度)	実績	判定	自己評定	判定	委員会評定及び意見等
3 収益の増	3 収益の増	3 収益の増	S	(評価)	S	(評価)
<p>県・市病院機構が有する様々な医療資源を医療収益の増に結びつけるため、その有効活用の方策を検討するとともに、病床利用率や医療機器の稼働率等については、中期計画において目標値を定めその達成を図ること。</p>	<p>(1) 病床利用率 病床利用率については、以下のとおり目標値を設定し、効果的な病床管理を徹底する。</p> <p>(2) 医療機器の稼働率 MRIやCTなどの医療機器の稼働率については、平成18年度の水準以上の稼働率となることを目指す。 また、地域連携の視点だけでなく、医療機器の有効活用の視点からも、一部の医療機器については、開業医等からの受託検診等を推進する。 <参考>平成18年度の機器使用件数 ・MRI 5,207件(日本海病院)、3,977件(酒田病院) ・CT 12,557件(日本海病院)、13,978件(酒田病院)</p>	<p>■病床利用率 ・病床利用率は目標数値を下回った。これは、両病院の診療科の移行を円滑に行うための調整及び7対1看護体制を確保するために病床管理したこと等の理由による。収益的な面では、7対1看護体制の確保、DPC導入効果及び平均在院日数短縮により入院診療単価が大幅に上昇したことから、収益増の結果に繋がった。</p> <p>■医療機器の稼働率 ・専門的医療やCT・MRI検査の24時間対応した。</p>		<p>・病床利用率は、目標数値を下回ったものの、平均在院日数短縮等により入院単価の増加が図られ、収益の増加となった。</p> <p>・医療機器を計画的に取得するとともに、稼働件数の増加が図られている。</p>		<p>・自己評定のとおり</p>
4 費用の節減	4 費用の節減	4 費用の節減	S	(評価)	S	(評価)
<p>人件費、材料費、経費について、中期計画において医療収益比率などの具体的な目標値を定め、その節減に努めること。</p> <p>特に人件費については、全国自治体病院の黒字病院の人件費率を参考に目標を定めること。</p>	<p>人件費、材料費、経費については、その節減に努め、中期計画期間の最終年度においては、人件費等の対医療収益比率が、平成18年度における全国の500床以上の自治体黒字病院の平均値を上回らないことを目標とする。</p> <p><参考>500床以上の全国自治体黒字病院の対医療収益比率(H18)</p> <p>人件費 52.3% 材料費 28.4% 経費 17.3%</p>	<p>・統合再編の初年度(平成20年度)から目標値については、全て達成した。</p>		<p>・法人設立当初より対医療収益比率が、人件費、材料費、経費何れも目標値を達成している。</p>		<p>・自己評定のとおり</p>
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画				
1 経常収支比率の均衡			S	(評価)	S	(評価)
<p>「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画及び年次計画を作成し、これに基づき病院を運営することにより、中期目標期間内に経常収支比率100%以上を達成すること。</p>	<p>「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、中期計画期間内に経常収支比率100%以上を達成する。</p>	<p>・中期目標期間(中期計画期間)の初年度から経常収支100%以上を達成した。 ・営業収支が黒字を計上。</p>		<p>・法人設立当初より経常収支比率100%以上の目標値を達成している。</p>		<p>・自己評定のとおり</p>

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 第1期中期目標期間の事業実績に対する評価表

中期目標 (平成20～23年度)	中期計画 (平成20～23年度)	実績	判定	自己評定	判定	委員会評定及び意見等
2 資金収支の均衡			A	(評価)	A	(評価)
経営基盤を強化し、安定した経営を続けるため、目標期間内の各年度において資金収支の均衡を達成すること。				・資金収支の目標は、達成している。		・自己評定のとおり
	第4 短期借入金の限度額	第4 短期借入金の限度額				
	1 限度額 4,000百万円 2 想定される短期借入金の発理由 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応	・実績なし				
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画				
	なし	・実績なし				
	第6 剰余金の使途	第6 剰余金の使途				
	決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。	・毎年度の決算剰余金については、建設改良積立金に充当して将来の施設整備及び医療機器の整備に備えた。		・設立当初より毎年度決算剰余金を計上。建設改良積立金に充当している。		
	第7 料金に関する事項	第7 料金に関する事項				
	1 使用料及び手数料 (1) 病院を利用する者からは、使用料を徴収す (2) 料金の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に関する食事療養、入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)の規定により算定した額(以下「告示等による算定額」という。)並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)及び厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)の規定により算定した額とする。 (3) 前項の規定にない使用料及び手数料の額は、次に定めるところによる。 ・山形労働局、地方公務員災害補償基金山形県支部その他の団体等との間における診療契約によるものについては、その契約の定める額とする。 ・前号以外にあっては、理事長が別に定める額とする。	1 使用料及び手数料 下記規程により徴収 ・地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構使用料及び手数料規程(平成20年4月1日施行。改正:平成20年9月19日、平成20年11月27日、平成21年2月27日、平成21年3月19日、平成21年11月4日、平成22年3月26日、平成22年9月30日、平成23年1月20日、平成23年4月27日、平成23年11月15日、平成24年3月30日改正) ・地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構固定資産管理規程(平成20年4月1日施行。平成20年9月19日改正)				
	2 使用料及び手数料の減免 理事長が、特別の事情があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができるものとする。	2 使用料及び手数料の減免 ・地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構使用料及び手数料規程、及び地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構固定資産管理規程により実施。				

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 第1期中期目標期間の事業実績に対する評価表

中期目標 (平成20～23年度)	中期計画 (平成20～23年度)	実績	判定	自己評定	判定	委員会評定及び意見等
第5 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	第8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項				
1 人事に関する事項	1 人事に関する事項	1 人事に関する事項	A (評価)		A (評価)	
<p>地域住民の医療ニーズの変化に応え、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、また、経営等専門的ノウハウを法人に蓄積するため、医師等の医療従事者や専門家など優れた人材を適切に配置すること。</p> <p>必要な人材の育成や能力開発を図るため、職員の業務を適切に評価し、かつ、透明性・公平性を確保することのできるシステムを確立していくこと。</p> <p>さらに、こうした評価を反映したインセンティブを提供することなどにより、職員のモチベーションの向上を図ること。</p>	<p>・地域の中核となる医療機関として、地域住民の医療ニーズの変化に応え、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医師等の医療従事者や専門家など必要とされる優れた人材を採用していくとともに、適材適所の人事に努めていく。</p> <p>・医療面はもとより経営面においても、専門的ノウハウを法人に蓄積するため、継続性のある人事に努めていく。</p> <p>・人材の育成や能力開発を行うための研修を実施するとともに、職員の業務を適切に評価し、かつ、透明性・公平性を確保することのできる人事システムを確立する。</p> <p>・人事評価システムを反映したインセンティブを提供することなどにより、職員のモチベーションの向上を図る。</p>	<p>・4月1日採用の他、7月1日と10月1日にも職員中途採用を行うなど、弾力的な職員採用を行った。</p> <p>・採用については全て試験採用とし優秀な人材の確保に努めた。</p> <p>・医療現場のニーズに合わせた多彩な職種の採用を行った。</p>		<p>・業務量に応じた人員配置とし、中途採用を積極的に実施した。</p>		<p>・自己評定のとおり</p>
2 職員の就労環境の整備	2 職員の就労環境の整備	2 職員の就労環境の整備	A (評価)		A (評価)	
<p>専門的能力の十分な活用を図り、効果的な病院運営を行うため、職員の事情に応じてその能力を発揮できるような柔軟な勤務形態を取り入れるなど、職員の生活環境に配慮した病院運営を行うこと。特に、病院は女性の多い職場であるため、これに配慮すること。</p> <p>また、日常業務の質の向上を図り、患者の安全を守るために必要な職員の就労環境を整備すること。</p>	<p>・専門的能力を十分に活用し、効果的な病院運営を行うため、職員の事情に応じてその能力を発揮できるような柔軟な勤務形態などを取り入れるとともに、職員の安全・安心に配慮した病院運営を行う。</p> <p>・育児中の女性職員のために現在の院内保育所を24時間対応にするなど、職員の就労環境の改善に努める。</p>	<p>・給与制度は国立病院機構、県、市の制度を基本とし、承継職員の給与水準を維持できるように規程を整備した。</p> <p>・その他、労働条件に関する制度などについても、県、市の制度を基本とし、条件が悪化しないように配慮した。</p> <p>・育児休業制度については、県・市の制度を基本とした制度とし、3年間の育児休業取得ができるようにした。</p> <p>・院内保育所の拡張により定員を増やすとともに24時間保育を導入した。また、病児・病後児保育に関して病院職員枠を設けて実施した。</p>		<p>・病院の勤務実態に合わせて、随時規程を整備した。</p> <p>・院内保育所の定員増のほか、職員の子弟が病気時に利用できる病児・病後児保育所を設置するなど、就労環境に努めた。</p>		<p>・自己評定のとおり</p>
3 医療機器・施設整備に関する事項	3 医療機器・施設整備に関する事項	3 医療機器・施設整備に関する事項	A (評価)		A (評価)	
<p>医療機器・施設整備については、統合再編に関する増改築・改修も含め、費用対効果、地域住民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に判断して着実に実施すること。</p>	<p>本中期計画期間中における医療機器・施設整備に関する総投資額については、以下のとおりとする。</p> <p>なお、医療機器・施設整備に当たっては、費用対効果、地域住民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に判断して着実に実施することとする。</p>	<p>・医療機器・施設整備は、計画的に整備した。</p>		<p>・計画的な施設・医療機器の整備に努めた。</p>		<p>・自己評定のとおり</p>
4 法人が負担する債務の償還に関する事項	4 法人が負担する債務の償還に関する事項	4 法人が負担する債務の償還に関する事項	A (評価)		A (評価)	
<p>山形県及び酒田市に対し、地方独立行政法人法第66条第1項に規定する地方債のうち、法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担すること。また、その債務の処理を確実にすること。</p>	<p>県・市病院機構は、山形県及び酒田市に対して負担する債務の元利償還を確実に実行する。</p>	<p>・山形県及び酒田市に対して負担する債務の元利償還を実施している。</p>		<p>・債務の償還は、確実に実行している。</p> <p>・平成24年度についても予算化されている。</p>		<p>・自己評定のとおり</p>